

# 議 会 だ よ り

清水町

2018年(平成30年)8月

No.154

■発行 北海道清水町議会  
 ■編集 広報広聴常任委員会  
 〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目  
 ☎62-3317 FAX62-5160

## 奨学金の貸付要件を緩和 入学前の貸付けが可能に

### 奨学金条例の一部改正案を可決

### 第4回 定例会

平成30年第4回定例会は6月11日から21日までの11日間を会期として開かれました。

町からは、行政報告2件と専決処分報告があり、提案された専決処分の承認(補正予算)2件、条例の一部改正3件、一般会計を含む6会計の補正予算、工事請負契約の締結2件、物品の取得2件については、すべて原案どおり承認・可決しました。

#### 奨 学金条例の一部を 改正する条例の制

定と、奨学金貸付金780万円を一般会計に追加する補正予算について町から提案があり、審議の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

今回の条例改正により、清水町奨学金貸付制度がより利用しやすい制度になります。

主な改正点として、奨学生の資格の部分が、条例の目的にある「向学心に燃え、十分な能力がありながら経済的理由によって就学が困難な者に対し」に沿った表現に改められました。

奨学生審査委員会を廃止したことで申請から支給決定までの期間が短縮され、入学前の貸付けが可能となりました。

保護者以外の連帯保証人について、町内居住条件が撤廃されました。

また、奨学生の義務として毎年度末に提出しなければならなかった「学業成績証明書」が、毎年度当初の「在学証明書」に改められました。

審議の中で議員からは、奨学生の資格の中で、「学業成績が良好であって」の部分で「向学心があり」に改めたことに対し、「成績が良好ではなくても、

本人のやる気があれば対象とするのか」との質疑があり、これに対して学校教育課長からは、「本人に勉強したいという意欲があれば貸付けをして支援していきたい。ただし、世帯の所得基準は設けているので、十分に審査を行って貸付けの決定をしていきたい」との答弁がありました。

清水町奨学金貸付制度は無利子であり、学校を卒業した翌年度から10年間の均等償還となっています。

卒業後に清水町に居住し、職種・勤務先を問わず5年間就業し、その後



一般質問を傍聴されました  
 (6月19日、清水町町内会連絡協議会)

も引き続き就業の意思がある場合には、返済額の全部または一部が免除されます。

## 平成30年度 補正予算

### 一般会計

8,902万円 増

(2・3・4回目の補正)

総額94億9,936万円

#### 一般会計の主な補正(歳出)

- ◇スクールバス物損事故賠償金 25万円の増額
- ◇災害復旧費(共栄橋) 4,450万円の増額
- ◇保健福祉センター暖房・給湯ボイラー更新工事 842万円の増額
- ◇福祉医療システム修正委託料 97万円の増額
- ◇畑作構造転換事業補助金 7,274万円の増額
- ◇日勝展望台トイレ風除室屋根側面ガラス修繕料 43万円の増額
- ◇街路灯電気料(道道清水大樹線の一部移管による) 120万円の増額
- ◇消防団員大型自動車免許取得業務委託料 34万円の増額

## 条例の一部改正

奨学金条例の一部改正以外

#### ●町税条例の一部改正

地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)により、中小企業の償却資産に係る固定資産税を軽減

#### ●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

学童クラブに従事する放課後児童支援員の基礎資格の拡大など